

令和4年度財政援助団体等監査（監査対象：須磨ヨットハーバー運営共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>エ 物品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>指定管理協定書第15条では、指定管理者が作成し、神戸市に提出しなければならない報告書の種類、作成単位及び提出期日が定められており、その内の備品管理簿については、購入、廃棄及び破損した備品に係るものについては四半期ごとに作成し、各四半期終了後25日以内に提出するとともに、各年度末の状態で作成したものについては各年度終了後25日以内に提出することが定められている。</p> <p>指定管理者は、独自様式の備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、協定書で定められた神戸市への報告は行われていなかった。</p> <p>これについては、平成29年度の財政援助団体等監査において、指定管理者である同共同事業体の代表者（合併前の一般社団法人神戸港振興協会）に対する監査で、同様の不備について指摘しているが、繰り返されている。</p> <p>また、神戸市所管局においては、神戸市港湾事業会計に適用される神戸市の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則に基づく備品に関する帳簿が整備されていなかった。</p> <p>指定管理者は、同様の不備を繰り返さないよう徹底し、協定書に基づく適正な事務執行を行うべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、協定書等に基づき適正な事務処理を行うよう指定管理者を指導するとともに、備品に関する帳簿を整備し、神戸市に属する物品を特定、把握するべきである。</p>	<p>令和5年度第1四半期より、指定管理者においては、協定書で定められた時期に神戸市に対する報告が行われている。</p> <p>神戸市所管局においては、備品管理簿を整備し、本市に属する物品を特定、把握するようにした。また、同様の不備を繰り返さないよう指定管理者に指導を繰り返し行うとともに、職員の異動が生じた際には事務引継を徹底するよう令和5年5月に指導した。</p>	<p>措置済</p>